

令和3年度第1回遠野テレビ放送番組審議会

日 時 令和3年8月5日(木)
午前10時00分
会 場 とぴあ庁舎 大会議室

- 次 第 -

1 開 会

2 市長あいさつ

3 出席者報告

4 報 告

(1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

(2) その他の報告事項

5 審 議

(1) 遠野テレビ自主制作番組について(試写)

(2) その他

6 そ の 他

(1) F T T H化整備工事の進捗状況について 資料1

(2) 遠野テレビ経営改革プランについて 資料2・3

7 閉 会

遠野テレビ放送番組審議会委員名簿

NO	氏 名	住 所 (町名のみ)	備 考
1	キクチ タカシ 菊池 崇	遠野市宮守町 (鱒沢)	会 長
2	イシジキ アキヒロ 石直 亮彦	遠野市附馬牛町	副会長 ※欠席
3	アカサカ チ カ コ 赤坂 千賀子	遠野市大工町	
4	スガタ トシ子 菅田 トシ子	遠野市綾織町	
5	オガサワラ アキラ 小笠原 晃	遠野市小友町	
6	キクチ タキ 菊池 タキ	遠野市松崎町	
7	タチバナ カズコ 立花 和子	遠野市土淵町	
8	フジワラ ミノル 藤原 稔	遠野市青笹町	
9	オギノ タカミ 荻野 高見	遠野市上郷町	
10	チ バ コウゾウウ 千葉 孝造	遠野市宮守町 (下宮守)	
11	ナカムラ タカコ 中村 孝子	遠野市宮守町 (達曾部)	
12	キクチ タケヒロ 菊池 武彦	遠野市宮守町 (下宮守)	

1 根拠規定：遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例（第 32 条）

2 任 期：令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（2 年間）

3 放送番組審議会の任務：
市長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため、次の事項について審議し、答申する。

(1) 遠野テレビ番組基準の制定又は変更
(2) 放送番組の編集に関する基本計画の制定又は変更
(3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

4 審議会への報告義務：
次の事項を放送事業者から報告を受ける。

(1) 審議会が諮問に応じ答申した又は意見を述べた事項に対する措置の内容
(2) 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況
(3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

【参考資料】

放送法

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容
その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例

第8章 審議会

(審議会の設置)

第32条 放送番組の適正を図るため、諮問機関として、放送法第6条第1項の規定に基づき、遠野テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第33条 審議会は、委員5人以上で組織する。

2 委員は、遠野テレビの番組を視聴することができる者のうちから、市長が委嘱する。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

4 報 告

(1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

ア 令和3年2月から令和3年7月までの主なニュース項目

放送日	項目
2月1日	共生社会フォーラム
3日	遠野高校生「こども本の森 遠野」に本を送る
11日	教育文化振興財団顕彰式体育協会栄賞表彰式
15日	遠野で震度4
19日	第2次遠野市総合計画後期基本計画など関係団体説明会
26日	遠野町家のひなまつり始まる
3月1日	G I G Aスクールスタート
4日	農業委員会委員に感謝状・辞令交付式
9日	後方支援資料館リニューアルオープン
11日	震災から10年、改めて思うこと
19日	遠野文化研究センター10周年を迎えて
23日	県立高校合格発表
24日	わらすっこ条例応援事業者に認定書交付
30日	県内の保険会社と遠野市地域創生に関する協定の締結
4月1日	とおのタイムリニューアル、 支え合う小さな拠点による地域づくりスタート
5日	道の駅「遠野風の丘」リニューアルオープン
14日	熊本地震から5年
16日	子ども語り部結団式
26日	サッカーカーニバル遠野中学校が優勝
27日	新型コロナウイルスワクチン集団接種始まる
5月5日	2年ぶりに開催 子ども流鏝馬大会
6日	遠野馬の里でリレーマラソン
10日	スポ少本部長旗争奪野球大会
14日	太陽光発電事業者に指導書
18日	F T T H化整備工事始まる
20日	荒川高原牧場 開牧
26日	遠野高校「新しい『遠野物語』を創るプロジェクト」開講
6月2日	消防救助技術岩手県大会を前に市長査閲
3日	少年少女合唱隊入隊式
9日	新しい勤労青少年のつどい
16日	こども本の森遠野 本館の建物が市に贈られる
21日	遠野で聖火リレー
23日	綾織町で防災訓練
29日	コンポスト講座

放送日	項目
7月1日	遠野まつり規模縮小して開催
5日	ワクチン接種 体制強化へ
9日	笛吹峠地区全面通行止め解除
14日	S L 銀河試運転
15日	夏の高校野球 遠野勢 白星発進
16日	県中総体サッカー競技 遠野中優勝
26日	こども本の森 遠野オープン

イ 「とおのタイム」 枠内企画

番組名	放送日	企画者	番組内容
川柳を詠む	毎週 月曜日	遠野川柳会	遠野川柳会会員の作品を紹介
求人情報	毎週 月曜日	ハローワーク 遠野	ハローワーク遠野からの求人情報
とおのっこ バンザイ	毎月 第4火曜日	遠野市保育協会	園児たちの普段の保育園内の様子を紹介
アグリガイド	毎週 水曜日	市畜産園芸課	農林畜産業情報
緑峰 TODAY	毎月第3木曜日	遠野緑峰高校 放送委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
遠高 Watching	毎月第4木曜日	遠野高校報道 委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
慶弔情報	毎週 月曜日～ 金曜日	遠野市 市民課	結婚・出生・死亡届に基づく 情報提供
わらすっこナビ	毎月第2火曜日	遠野市 こども政策課	遠野市の子育てに関する情報 発信コーナー
月イチリポート	毎月1回	遠野テレビ	「こだわり」を持って頑張る 市民・グループを紹介
広げよう健幸 のWA	毎月第2金曜日	遠野健康福祉 の里	ウォーキングなど健康づくりに ついて紹介
ファイト！部活	毎月第2木曜日	遠野テレビ	文化や運動の部活動で頑張っ ている生徒たちの様子を紹介
元気いっぱい 産直便	毎月第4金曜日	遠野テレビ	遠野市内の旬な農産物などを紹 介

※「月イチリポート」は現在収録休止中。

新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら再開時期を検討する。

ウ 自主放送企画番組等

放送日	番組名	放送内容
2月1日～	おうちで英会話 lesson6	自宅で出来る簡単英会話教室
21日	第46回遠野物語ファンタジー「遠野猫譚」	遠野物語ファンタジーの第2回目公演を（生中継）
27日・28日	第48回保育のつどい	宮守ホールと市民センターで行われた園児による発表会
3月1日～	おうちで英会話 lesson7	自宅で出来る簡単英会話教室
7日	東日本大震災10年遠野市防災の集い	東日本大震災から10年の節目に市民センターで行われた集会（生中継）
13日・14日	令和2年度遠野高校、遠野緑峰高校卒業式	市内2校で行われた卒業式
20日・21日 27日・28日	第38回遠野昔ばなし祭り前後編	あえりあ遠野中ホールで行われた語り部などの昔ばなし祭り
4月1日～	とおのぼえる #19	遠野の「映える」映像を集めたファイラー番組：藤沢の滝
10日・11日 17日・18日	新しい『遠野物語』を創るプロジェクト 前後編	遠野高校の生徒による地域課題解決に関するプロジェクト発表会
5月1日～	とおのぼえる #20	遠野の「映える」映像を集めたファイラー番組：宮守町わらび園火入れ
1日・2日	遠野文化研究センター10周年特別対談	遠野文化研究センターの開設10周年を記念した対談
29日・30日	遠野さくらまつり2021	規模を縮小して市街地で行われた遠野さくらまつり
6月5日～6日	遠野郷八幡宮子ども流鏝馬2021	遠野郷八幡宮で行われた子ども達による流鏝馬
7月3日・4日 10日・11日	遠野市中総体ダイジェスト2021 #1・#2	市内各会場で行われた中総体の試合の様子ダイジェスト
24日～	2021夏休み特別編成	夏休み期間中に併せた、過去のアーカイブ映像

エ 他局制作番組

番組名	放送月	本編	制作局	放送内容
きっこのアイアンクッキング	毎月	30分	水沢テレビ	南部鉄器を使用した調理器具で、各種料理を紹介
「地方の時代」映像祭 2020セレクション	2月		日本ケーブルテレビ連盟	「地方の時代 映像祭 2020」の受賞作品から紹介
Corona免疫力LIVE PART1	3月	90分	北上ケーブルテレビ	岩手のアーティストによるLIVE活動を発信（声楽）
3.11東日本大震災特別番組「～震災から10年被災ケーブルテレビ局が伝える～今、奏でるメッセージ」	3月	60分	日本ケーブルテレビ連盟	岩手県釜石市、宮城県気仙沼市・仙台市の震災伝承施設を辿りながら10年を迎えた被災地や被災者の思いを伝える（6社共同制作）
Corona 免疫力 LIVE PART2	4月	120分	北上ケーブルテレビ	岩手のアーティストによるLIVE活動を発信（洋楽・ジャズ）
しばれるアワードセレクション2021	5月	100分	日本ケーブルテレビ連盟北海道支部・東北支部	「第2回しばれるアワード」の受賞作品から紹介
イネ！みちのくマガジン#1	5月～毎月	30分	岩手県CATV連絡協議会	加盟局共同制作番組
航空自衛隊北部航空音楽隊 三沢スプリングコンサート	6月	60分	三沢市ケーブルテレビ	航空自衛隊北部航空音楽隊によるコンサート

(2) その他の報告事項

ア 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況

該当なし

イ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

該当なし

ウ 停波等の事故報告

・放送法施行規則によるもの — 該当なし

要件：利用者数 500 世帯かつ継続時間 2 時間以上の停波事故があった場合は総務省に報告する。

・電気通信事業法施行規則によるもの

要件：利用者数 3 万人以上または継続時間 2 時間以上の障害事故があった場合は総務省に報告する。

①発生日時 令和3年4月13日 午前0時20分 ～ 13日 午前6時46分
停止時間 6時間26分間

- 被害状況 遠野市綾織町上綾織 24 地割～26 地割地内及び同下綾織 28 地割、29 地割地内の一部でテレビ全チャンネル及びインターネット、ケーブル電話が使用不能（21 世帯）
- 事故原因 火災による熱で分配線内の内部導体と外部導体がショート。ショート箇所を修復し復旧。
- ②発生日時 令和3年6月15日 午後1時41分 ～ 15日 午後4時21分
 停止時間 2時間40分間
 被害状況 遠野市青笹町青笹 10・11 地割地内及び土淵町柵内 8 地割地内の一部でテレビ全チャンネル及びインターネット、ケーブル電話が使用不能（14 世帯）
- 事故原因 落雷による伝送路のヒューズとアンプの入出力ユニットが破損。機器交換により復旧。
- ③発生日時 令和3年7月29日 午前0時54分 ～ 午前6時43分
 停止時間 5時間49分間
 被害状況 遠野市附馬牛町東禅寺 9～12 地割及び 15 地割内でテレビ全チャンネル及びインターネット、ケーブル電話が使用不能（21 世帯）
- 事故原因 落雷による伝送路のヒューズとアンプの入出力ユニットが破損。機器交換により復旧。

エ 加入状況

(件)

区 分		(令和2年度) 令和3年3月末 加入数	加入率	(令和元年度) 令和2年3月末 加入数	比 較
テレビ	遠野エリア	7, 3 1 2	8 3.5%	7, 2 8 2	3 0
	宮守エリア	1, 5 4 2	9 9.2%	1, 5 3 8	4
	計	8, 8 5 4	8 5.9%	8, 8 2 0	3 4
インター ネット	遠野エリア	3, 2 0 3	3 6.6%	3, 0 5 2	1 5 1
	宮守エリア	5 3 5	3 4.4%	5 7 1	△ 3 6
	計	3, 7 3 8	3 6.2%	3, 6 2 3	1 1 5

◎ 4K対応型STB設置状況

- 平成31年3月 103台
 令和2年3月 244台（141台増）
 令和3年3月 343台（99台増）

5 審 議

(1) 「とおのタイム…とおのタイムリニューアル」について (放送番組審議会試写番組)

ア タイトル とおのタイム

イ 放送日 令和3年4月1日(木)
午後6時から

※7時以降、深夜0時まで再放送を毎時間。また翌日の
午前7時30分と11時30分も再放送。

ウ 内 容 ◇ニュース◇

- ・とおのタイムリニューアル
- ・支え合う小さな拠点による地域づくりスタート
- ・新採用職員 辞令交付
- ・社会福祉協議会 辞令交付
- ・新型コロナウイルス情報
- ・～開局20周年記念・懐かし映像～最初のニュース
「大出小中学校入学式」

◇慶弔情報◇

【参考資料】

放送番組の編集に関する基本計画（平成 27 年 4 月 1 日改定）

1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきている。この中で、遠野テレビでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- (1) CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して地域社会に貢献することを目指す。
- (2) CATVの持つ地域性を反映させ、住民の参加、協力を積極的に図り特色あるものとする。
- (3) 行政・お天気チャンネル及びコミュニティチャンネルを設け視聴者のニーズに応える。
- (4) デジタル放送への対応を行い、電子番組表及びデータ放送などサービスの向上を行う。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

チャンネルプラン	デジタル放送
行政・お天気チャンネル	10Ch
コミュニティチャンネル	11Ch

2 自主番組編成プラン

- (1) コミュニティチャンネル

遠野市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージソフトも調達し、教育・教養番組等も加える。

- (2) 行政・お天気チャンネル

議会中継、広報、記者懇談会等の行政情報及び気象情報提供チャンネル。

3 放送内容一覧と使用周波数（チャンネル）

(1) 自主放送使用チャンネル

使用周波数 チャンネル		チャンネル名称	備 考
上り	30～36 MHz	テレビ生中継用	
下り	10C h	行政・お天気チャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル10
	11C h	コミュニティチャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル11

(2) 自主放送の内容（デジタル放送）

チャンネル	放送番組	主な番組内容	備 考
10C h	0：00～24：00 (24時間)	議会中継・記者懇談会 広報(市役所) 行政関係番組 お天気 データ放送	VTR中心
11C h	0：00～24：00 (24時間)	地域ニュース データ放送	VTR中心

遠野テレビ放送番組基準（平成 27 年 4 月 1 日改定）

- 1 遠野テレビは、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多樣的など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
 - (1) 的確な地域情報の提供
 - (2) 正確で迅速な放送
 - (3) 健全な娯楽
 - (4) 教育・教養の進展
 - (5) 児童及び青少年に与える影響
 - (6) 節度を守り、真実を伝える影響
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
 - (1) 人権・人格・名誉
 - ア 人命を軽視するような取扱いはしない。
 - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
 - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
 - (2) 人種・民族・国際関係
 - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
 - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
 - (3) 宗教
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
 - (4) 政治・経済
 - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
 - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
 - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
 - (5) 家庭と社会
 - ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
 - イ 公安及び公益を乱すような放送はしない。
 - ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
 - (6) 犯罪
 - ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱いはしない。
 - イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じをいだかせないように注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。
- ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- オ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな感じを与えないように注意する。
- カ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感じを与えないように注意する。

(8) 表現

- ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- ウ 人心に恐怖や不安又は不快な念を起こさせるような表現はしない。
- エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。
- オ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分に配慮する。

(9) 広告

- ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現はしない。

(10) その他

番組及び広告の企画、制作にあたり、本基準に定めのないものについては、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に準拠するものとする。